

令和2年3月16日

報道関係者 各位

島原市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正）が施行され、また、長崎県内で新型コロナウイルスの感染者が発生したことを踏まえ、3月16日、島原市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

つきましては、第1回対策本部会議を次のとおり開催しましたので、お知らせします。

- 1 日 時 3月16日（月） 16時～
- 2 場 所 外港庁舎（雲仙復興事務所2階） 会議室
- 3 参加者 市長、副市長、教育長、島原消防署長、各部長等
- 4 内 容 詳細については、別紙のとおり



有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市福祉保健部福祉課地域福祉班
担当 平尾・大竹
電話：0957-62-8025
E-mail：fukushi@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和2年3月16日

島原市新型コロナウイルス感染症対策本部について

1 対策本部の設置

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）の一部を改正する法律（新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正）が公布、施行され、長崎県内で新型コロナウイルスの感染者が発生したことを踏まえ、本市においても特別措置法等に基づき適切な対策を実施していくため、対策本部を設置する。

2 第1回対策本部会議

日 時	3月16日（月） 16:00～
場 所	外港庁舎 2階会議室
参加者	市長、副市長、教育長、島原消防署長、各部長等
議 題	対策本部の設置について 長崎県内の感染症発生状況等について 本市の取組について その他

3 組織

特措法に基づく島原市新型インフルエンザ等対策本部条例等に基づき、以下のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長等、島原消防署長
事務局	福祉保健部

4 行動計画

各部は、特措法に基づき策定している「島原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を基本に、必要な対策を実施する。